

広島県県営林カーボンオフセット・クレジット販売の流れ

① 県営林カーボンオフセット・クレジットの購入募集を広島県ホームページで行います。

- ・販売要領、各種様式、付属資料を県 HP で公表しており、各種様式は HP でダウンロードできます。

② 購入希望者がカーボン・オフセットの企画等を決めます。

- ・各種サービス、商品、イベントなどのオフセットの対象となる実施内容を決定します。
- ・購入するオフセット・クレジット量を決定します（〇〇二酸化炭素換算トン）。
- ・無効化の方法を決定します。

③ 購入希望者が「県営林カーボンオフセット・クレジット購入申込書」（様式第 1 号～第 3 号）を県へ提出します。

- ・「県営林カーボンオフセット・クレジット購入申込書の提出について」（様式第 1 号）
- ・「県営林カーボンオフセット・クレジット購入申込書」（様式第 2 号）
連絡先、購入目的、希望量等を記入します。
- ・「法人の概要」（様式第 3 号）：法人の名称、所在地、代表者氏名等を記入します。
- ・法人の定款の写し又はこれに代るものを添付します。

④ 県が申込内容を審査し、購入予定者を決定します。

その後、購入予定者に対して見積りを依頼します

- ・公共性、PR 効果、地球温暖化ガス削減の取組み、カーボンオフセット活用の妥当性などを審査します。
- ・県は購入予定者の審査結果について書面で通知します。
- ・購入予定者には県から「見積書」（様式 4 号）を送付し、見積もりを依頼します。

⑤ 購入予定者が「見積書」（様式第 4 号）を県へ提出します。

- ・数量（〇〇二酸化炭素換算トン）、単価（〇〇〇円／トン）、金額（〇〇〇〇円）を記入して
指定された期日までに提出します。

⑥ 見積価格が県の定める予定価格以上であれば、購入者に決定し、県から契約書案（無効化の方法により様式第 5 号～第 7 号のいずれか）を提示します。

- ・県は購入の決定結果について書面で通知します。
無効化の方法により県から以下のいずれかで契約書案を提示しますので、内容をご確認いただきます。
- ・様式第 5 号：「買受人無効化型」（購入者が自ら無効化を行う場合）
- ・様式第 6 号：「買受人指定法人無効化型」（購入者が指定する法人が無効化を行う場合）
- ・様式第 7 号：「広島県無効化型」（広島県が無効化を行う場合）

⑦ 購入者と県が売買契約を締結します。

- ・購入者と県が契約書に押印して取り交わします。

⑧ 購入者が代金の支払いをします。

- ・広島県の納入通知書を送付しますので、期日までに代金を納入してください。
- ・納入通知書の領収書の写しを広島県宛てに送付してください（メール可）。

⑨ 県営林カーボンオフセット・クレジットの移転、無効化を行います。

- ・契約の内容により、クレジットの移転・無効化の手続きが異なります。
- ・（様式第5号）「買受人無効化型」
県の管理口座から購入者の管理口座へ県がクレジット移転を行います。
その後、購入者が自らの管理口座から無効化口座への移転を行います。
- ・（様式第6号）「買受人指定法人無効化型」
県の管理口座から購入者が指定する法人の管理口座へ県がクレジットを移転します。
その後、購入者と指定する法人との間で無効化等の手続きを行います。
- ・（様式第7号）「広島県無効化型」
県の管理口座から直接無効化口座へのクレジット移転を県が行います。
この場合は県から購入者宛てに「無効化証明書」を送付します。

⑩ 購入者がカーボンオフセットの企画を実施します。

- ・購入者が②で企画した内容を実施します。
- ・クレジットの無効化が完了していれば、その企画において「〇〇二酸化炭素換算トンカーボンオフセット済み」と謳うことができます。